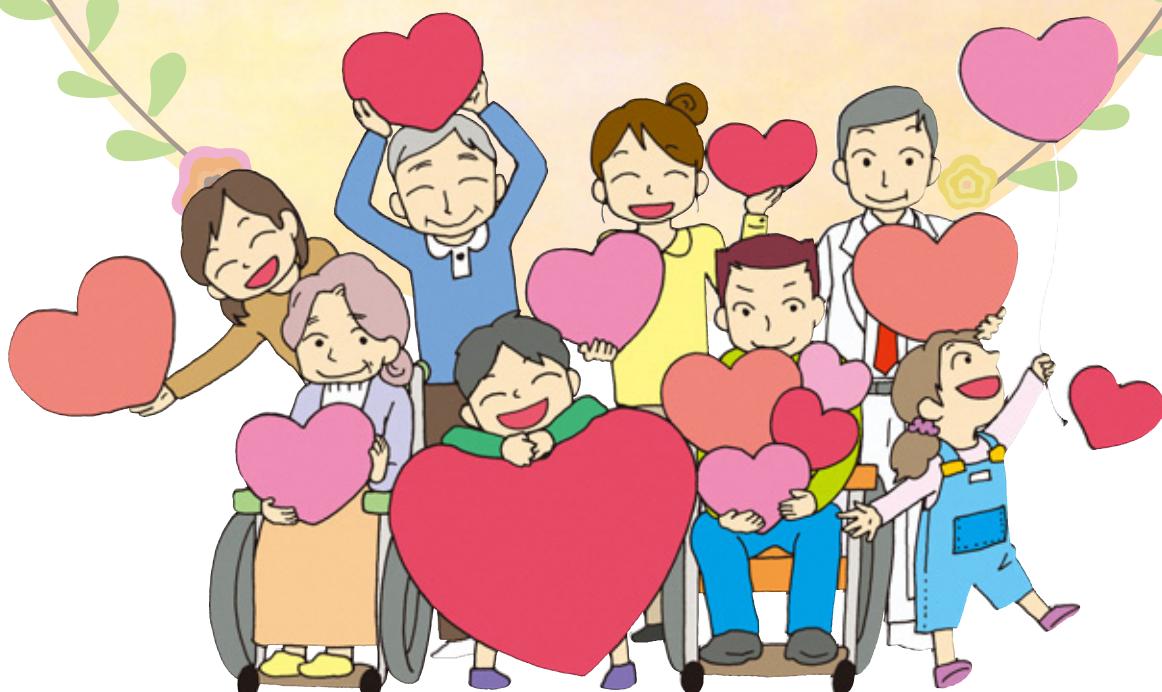


# 第4期京田辺市障害者基本計画 第6期京田辺市障害福祉計画 第2期京田辺市障害児福祉計画

## 概要版



### 障害者基本計画

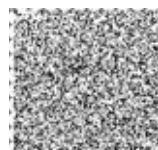
障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

### 障害福祉計画

障がい福祉サービス等の提供について、具体的な体制づくりやサービス等の必要量や提供体制を確保する方策などを定めた計画です。

### 障害児福祉計画

障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービスの必要量や提供体制を確保する方策などを定めた計画です。



# 基本理念

## すべての人が安心して、 自分らしく暮らしていけるまち

障害者基本法第1条に規定されている通り、障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があるとされています。

本市においても、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持つて生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしています。

また、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会を確保するとともに、必要な情報を得られ、その意思を伝えることができ、暮らし方を自ら選択できるよう支援することも求められています。それぞれのライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携をとりながら、総合的に施策を展開することで、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざします。

## 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画(第4次)」や、京都府の「第4期京都府障害者基本計画」「第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画」を踏まえ、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。

## 計画の推進体制

### (1)市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### (2)個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

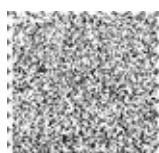
障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。



### (3)計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA(計画—実施—評価—改善)のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画等策定委員会及び京田辺市地域自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



# 第4期京田辺市障害者基本計画

## 基本方針Ⅰ 障がいのある人への理解の促進

## 1 障がいを理由とする差別の解消

社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないよう、市民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取組を推進します。

- 障がい者差別解消への取組の充実
  - 様々な障がいのある人への理解の促進
  - 差別解消のための事業主などに対する理解促進
  - 「障害者週間」などの啓発活動
  - 様々な媒体・機会を活用した啓発
  - 行政における合理的配慮の充実

## 2 福祉教育の推進

各学校・家庭・地域などにおいて、すべての人が障がいのある人の人権や福祉について学ぶ機会を増やし、障がいの有無に関わらず、ともに育つことができる場の充実を図ります。

- 学校における福祉教育
  - 教科等を通じた交流・共同学習の充実
  - 生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
  - 各奉仕員・ボランティア養成研修事業
  - 市職員福祉研修の実施

### 3 障がい福祉に関する 団体などへの支援

ボランティア団体や障がい者関係団体などの活動の育成・支援に努めます。

- 市民、事業者、ボランティア、自治会などの連携推進
  - 福祉ボランティア等の活動の促進
  - 障がい者関係団体の活動支援

## 4 権利擁護の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて生活し、権利が守られるように、必要な制度やサービスを周知啓発するとともに、適切な利用を支援します。

障がいのある人への虐待を防止するとともに、家族や介護者を支援します。

- 権利擁護事業の周知
  - 成年後見制度の利用の促進
  - 障がいのある人に対する虐待への対応
  - 意思決定支援の充実

## SDGs のアイコンの掲載について

本市の障害者基本計画では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsの目標達成に貢献できるように取組を進めます。各施策において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。



## 基本方針II

# 障がいのある人を支える地域の体制づくり

## 1 在宅福祉サービスの充実



障がいのある人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるように、暮らしの場の確保と福祉サービスの充実に取り組みます。

医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいのある人などが、必要な支援を受けながら生活できるように体制の構築に努めます。

- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの充実
- 障害児通所支援の充実
- 難病患者に対する支援
- 補装具費の支給
- 地域生活支援事業の推進
- 各種手当の支給
- 居住系サービスの確保
- 福祉人材の育成

## 2 地域生活支援拠点等の整備



障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域生活支援拠点等の充実を図るとともに、障がいのある人の相談に応じる体制の強化に努めます。

- 地域移行支援・地域定着支援の推進
- 地域生活支援拠点等の機能強化・充実
- 相談支援体制の充実
- 相談支援事業の実施
- 相談支援専門員の機能強化
- 相談員の機能強化
- 地域自立支援協議会の機能強化

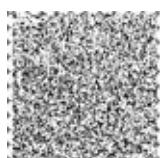
## 3 保健・医療の充実



疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、体制の整備に取り組みます。

- 各種健（検）診の充実
- 自立支援医療・福祉医療の給付
- こころの健康づくりの推進
- 自殺予防対策の推進
- 依存症についての啓発
- 医療機関との連携



### 基本方針Ⅲ

## ライフステージに応じた環境づくり

### 1 保育・教育における支援体制の充実



障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制を整備します。

- 校園内体制の整備推進
- 一貫した支援システムの構築
- 障がいのある子どもに対する教育の充実
- 放課後・長期休業中の居場所づくりの実施
- 医療的ケア児に対する通学・通園支援

### 2 障がいのある子どもへの療育の充実



障がいのある子どもや家族が身近な地域において、必要な支援や福祉サービスを利用できるよう、体制の整備を進めます。

障がいのある子どもや保護者の相談に応じる体制の充実に取り組みます。

- 早期発見・療育体制の充実
- 相談体制の充実
- 発達障がいのある児童の支援の充実
- 障がいのある子どもの保護者や家族への支援体制の確立

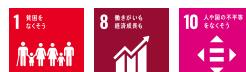
### 3 スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進



障がいのある人がスポーツや文化芸術活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

- スポーツ活動の振興
- レクリエーション活動の推進
- 文化・芸術活動への支援
- 各種講座等の情報提供の充実

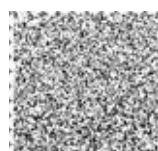
### 4 総合的な就労支援



障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。

市内企業に対し、障がい者雇用についての理解を促すとともに、関係機関が連携し、障がい者雇用の拡大と働きやすい環境づくりをめざします。

- 総合的な就労支援体制の確立
- 一般就労への移行と定着の促進
- 多様な就労機会の確保
- 広域的な就労ネットワークの充実
- 日中活動事業所の運営基盤強化への支援
- 差別解消のための事業主や従業員などに対する理解促進



## 基本方針IV

# 安心して暮らせる社会の実現

## 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進



障がいのある人が地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境整備を進めます。

障がいの有無に関わらず、ともに地域で役割を持って活躍できる地域共生社会の実現をめざします。

- 京田辺市バリアフリー基本構想（田辺地区）に基づくバリアフリー化の進捗管理
- 民間施設の整備
- 道路など交通環境の整備
- 住宅改修の推進
- 支え合いのまちづくりの推進

## 2 「情報へのつながりやすさ」の向上



障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報機器の活用や情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティの向上を推進します。

様々な情報提供やコミュニケーションを支援する人材の育成・確保等を図り、意思疎通支援の充実を図ります。

「京都府言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」の普及・啓発に努めるとともに、聴覚に障がいのある人について理解を深める学習機会の提供に取り組みます。

- 民生委員・児童委員の相談活動の充実
- 意思疎通支援事業の充実
- 保健・医療・福祉サービスの情報提供
- 情報機器・備品の設置促進
- 多様な手法による情報提供の充実

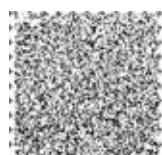
## 3 防災・防犯対策の推進



災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、安心して避難ができる体制の整備を進めます。

障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を進めます。

- 緊急時避難行動支援体制の整備
- 避難所の整備
- 避難先での支援の充実
- 緊急時の通報手段の確保
- 防災・防犯知識の普及・啓発
- 防災・防犯体制の確立



# 第6期京田辺市障害福祉計画

令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針

## 1 福祉施設から地域生活への移行促進

国では、施設入所者を自宅やグループホームなどへの地域生活への移行を進めるため、数値目標を設定しています。本市においても、国の目標に基づき、施設入所者を削減するとともに、地域生活への移行を進めます。



## 2 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる地域生活支援拠点等の整備が求められています。本市では令和2年（2020）10月に設置しています。

## 3 福祉施設から一般就労への移行促進

国では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、福祉施設から一般就労に移行を促進するための目標を設定しています。本市においても、国の目標に基づいて目標を設定し、一般就労への移行を促進します。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

計画相談支援の対象者を障がい福祉サービスの利用者すべてに拡大したことに伴い、相談支援事業所へのバックアップを図るとともに、相談支援体制の充実・強化が求められています。本市においても、基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の充実・強化に努めます。



## 4 就労定着支援事業の利用促進

国では、一般就労に移行した人に対し、就労定着支援事業の利用を促進し、定着率の向上を図るために数値目標を設定しています。本市においても、国の目標に基づいて数値目標を設定し、就労定着率の向上を促進します。

## 6 障がい福祉サービスの質の向上

国では、障がい福祉サービスの利用者が真に必要とするサービスを提供するため、市町村職員対象の研修の充実やサービスの利用状況についての分析を行うなど、サービスの質の向上を図る取組を求めています。本市においても、障がい福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築に努めます。



# 第2期京田辺市障害児福祉計画

令和5年度（2023）までの国の方針に対する市の方針

## 1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

国では、児童発達支援センターを各市町村に設置し、重層的な地域支援体制の構築や保育所等訪問支援体制の確保を求めています。本市においても、市内に児童発達支援センターが開設され、保育所等訪問支援を実施しており、目標を達成しています。



## 2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

国では、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することや、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目標としています。本市においても、圏域の自治体及び事業所等と連携し、体制づくりについて検討を行います。また、医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努めるとともに、府の養成研修の受講を推進するなどコーディネーターの確保に努めます。

## 計画の期間

年度	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
京田辺市 障害者基本計画		第3期				第4期（本計画）			
京田辺市 障害福祉計画		第5期		第6期（本計画）				次期計画	
京田辺市 障害児福祉計画		第1期		第2期（本計画）				次期計画	



第4期京田辺市障害者基本計画  
第6期京田辺市障害福祉計画  
第2期京田辺市障害児福祉計画  
(概要版)

発行：令和3年(2021)3月  
発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課  
住所：610-0393 京田辺市田辺80番地  
TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777  
Mail：shogai@city.kyotanabe.lg.jp